宝達志水町 子どもの未来応援計画

令和4年3月 石川県 宝達志水町

はじめに

現在、我が国は本格的な人口減少社会を迎えており、人口動態調査によると、出 生数は平成28年以降減少し続け、令和2年は84万人となっています。未来を担 う子どもたちは国の宝であり、社会全体で健全な育成に取り組んでいくことが求め られています。

このような中、令和2年に厚生労働省から公表された国民生活基礎調査によると、 一定以下の所得の世帯で暮らす子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は13.5% と、およそ7人のうち1人が貧困状況にあることが明らかになっています。

また、全国的に進行している核家族化や地域における関係性の希薄化は、子育て家庭の孤立感を生み易く、問題や課題が表面化しにくくなっています。家庭が抱える様々な問題や課題が見えづらくなっている昨今、国は課題解決に向けて、子どもたちが健やかに育成される環境を整備していくことを念頭に、子どもの貧困対策の推進を行うための法整備を進めています。

本町においても、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「現在から将来に わたり、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会の実現」を基本理念とした「宝 達志水町子どもの未来応援計画」を策定しました。

この計画をもとに、町の宝である子どもたちを温かく包み、大切に育む中で、子どもたちだけでなく地域全体が明るく元気になっていくよう、子どもたちの成長を支えるまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画策定にあたり、ご協力をいただきました宝達志水町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、計画策定にご協力いただきました多くの町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

宝達志水町長 寶達 典久

目 次

第1章	i 計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	子どもの貧困のとらえ方	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2
5	計画の策定体制と町民意見の反映	2
第2章	5 子どもの貧困の現状と課題	3
1	人口の動向	3
2	子どもの貧困の現状	4
3	現況からみた課題	16
第3章	5 計画の基本的な考え方	17
1	基本理念	17
2	基本的な方針	18
3	施策体系	19
第4章	5 施策の展開	20
施領	策展開Ⅰ 教育の支援	21
施領	策展開Ⅱ 生活の支援	25
施領	策展開Ⅲ 就労・経済的な支援	28
第5章	5 計画の推進体制等	30
1	計画の推進体制	30
2	計画の進行管理と計画の見直し	30



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

明日の日本を支え発展させていくのは今を生きる子どもたちです。その子どもたちが 生まれ育った環境に左右されることなく、自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、未来 を切り拓いていくことができる社会の構築が必要です。

このような視点から社会状況をみると、喫緊の課題として子どもの貧困の問題が挙げられます。国民生活基礎調査によると、経済的に困難を抱える家庭で育つ18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は13.5%(平成30年)と、前回調査(平成27年、13.9%)より減少したものの、およそ7人に1人の子どもが貧困の状態にあるとされています。

国は平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困対策に取り組んでいく姿勢を示しました。その後、同法を令和元年6月に改正し、同年11月には新たな大綱が策定され、子どもの貧困対策は子どもの"将来"だけでなく、"現在"の生活等に向けても対策を総合的に推進すること、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されることなどが明記されました。

将来を担う子どもの育ちや成長を守るためには、家庭の経済状況による養育環境の格差に加えて就学の機会や就労の選択肢の制約が生じたりするなど、貧困の連鎖を防ぐ対策が必要となります。

そのため、宝達志水町(以下、「本町」という。)では、子どもの将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い各種施策の展開や支援が確実に届く仕組みをつくり、本格的な取り組みに着手できるよう、国や県の動向を踏まえつつ、「宝達志水町子どもの未来応援計画」(以下、「本計画」という。)を策定することとしました。

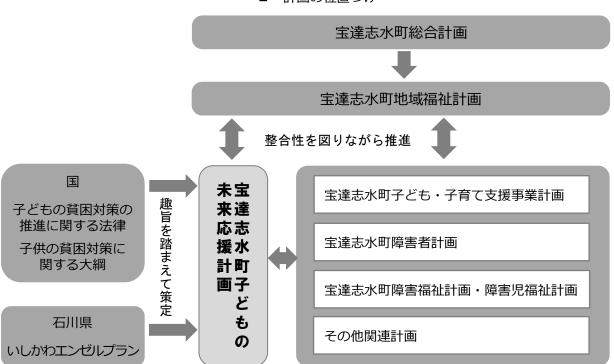
2 子どもの貧困のとらえ方

子どもの貧困がどのような状態を指すかについて、明確に定義はされていませんが、 貧困問題は経済的な要因だけでなく、保護者の病気や障害、不適切な関わり、社会的孤立など複合的な要因を含んでおり、その結果として、子どもの生活習慣の乱れや不衛生、 学力不振、いじめなどの様々な困難に直面する可能性が指摘されています。

本町では、子どもが健やかに成長するにあたって必要となる教育面や生活面などの支援が行き届いていない状況を子どもの貧困ととらえます。

3 計画の位置づけ

本計画は、子どもの貧困対策を総合的に推進するために定めるものであり、国の法律 や大綱を踏まえつつ、県との連携を図ります。また、「宝達志水町総合計画」や福祉分 野の上位計画である「宝達志水町地域福祉計画」のもと、「宝達志水町子ども・子育て 支援事業計画」、「宝達志水町障害者計画」、「宝達志水町障害福祉計画・障害児福祉 計画」など、関連する諸計画との整合性を図ります。



■ 計画の位置づけ

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とします。

5 計画の策定体制と町民意見の反映

計画の策定体制については、子育て支援にかかわる団体、保護者の代表、教育・保育施設の代表などの委員で構成される「宝達志水町子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

また、町民の意見を広く聴取するため、令和4年1月に町のホームページ等において、 計画案の内容を公表し、パブリックコメントを実施しました。



第2章 子どもの貧困の現状と課題

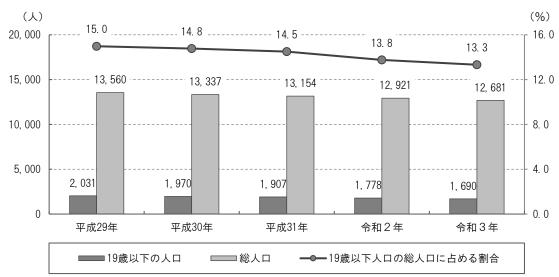
1 人口の動向

(1) 19歳以下の人口の推移

本町の19歳以下の人口の推移をみると、総人口の減少に伴い、年々減少しています。 また、総人口に占める19歳以下の人口の割合も年々減少しています。

5歳階級別の19歳以下の人口の推移をみると、すべての年齢階級で人口の減少がみられます。

■ 総人口及び19歳以下の人口の推移



資料:住民基本台帳(各年3月末)

5歳階級別人口(19歳以下)の推移 (人) 750 672 627 583 561 555 **\(\)** 515 480 455 -500 -111-407 387 380 Δ 4 364 0 336 335_ 250 291 288 0 平成29年 平成30年 平成31年 令和2年 令和3年 -0-0~4歳 -----5~9歳 → 15~19歳 ──10~14歳

資料:住民基本台帳(各年3月末)

2 子どもの貧困の現状

(1) アンケート結果

計画策定に先立ち実施した「宝達志水町子供の未来応援調査」結果の概要は、以下のとおりです。

■ 調査票の種類と調査対象者

1調	①調査票「宝達志水町子供の未来応援調査(小学生票)」						
	調査対象者	宝達志水町内の小学校に在籍する5年生全員					
	調査件数	84件					
②調	查票「宝達志水町	子供の未来応援調査(中学生票)」					
	調査対象者	宝達志水町内の中学校に在籍する2年生全員					
	調査件数	92件					
3調	查票「宝達志水町	子供の未来応援調査(17歳票)」					
	調査対象者	宝達志水町内に在住の17歳全員					
	調査件数	128件					
4調	④調査票「宝達志水町子供の未来応援調査(保護者票)」						
	調査対象者	宝達志水町内の年長児を持つ保護者、小学校に在籍する5年生全員の保護者、中学校に在籍する2年生全員の保護者、17歳(H15.4.2~H16.4.1生まれ)のお子さんを持つ保護者					
	調査件数	379件					

■ 調査票の配布・回答状況

調査票区分	配布数	有効回答数	回答率
「宝達志水町子供の未来応援調査(小学生票)」	84人	83人	98. 8%
「宝達志水町子供の未来応援調査(中学生票)」	92人	83人	90. 2%
「宝達志水町子供の未来応援調査(17歳票)」	128人	53人	41. 4%
「宝達志水町子供の未来応援調査(保護者票)」	379人	290人	76. 5%

◆本調査における相対的貧困^{※1}層の定義について

「子どもの貧困率」は、国の大綱の中で「子どもの貧困に関する指標」のひとつとなっており、国が「相対的貧困率」を算出する際の基準としている国民生活基礎調査に基づく貧困線を基に、国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合を算出しています。

本調査では世帯の所得^{※2}ではなく収入を聞いているため、相対的貧困層の設定は国 民生活基礎調査とは異なりますが、国の相対的貧困率の算出手法を参考に設定してい ます。

本調査における「生活困難世帯」は、保護者調査の回答結果(世帯員の数、世帯全体の収入)から『等価世帯収入**3』を算出し、これをもとに区分を行いました。

具体的には、『等価世帯収入』が中央値(290万円)の7割(203万円)に満たない世帯を「生活困難世帯」としています。

【参考】生活困難世帯の区分は、保護者調査において下記のように回答された方となります。 (下表の金額は、等価世帯収入ではありません。)

世帯員	【アンケート調査項目】世帯全体の収入(あなたの収入+配偶者の収入+その他の家族の収入+社会保障給付費の合計)							入+その	
人数	100万円	~200万円	~300万円	~400万円	~500万円	~600万円	~700万円	700万円	
	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	以上	
2人									
3人									
4人	生活困難世帯 非生活困難世帯								
5人									
6人									
7人									
8人									
9人									

注)本調査では、世帯員の数と世帯全体の収入のみで、「生活困難世帯」と「非生活困難世帯」を区分していることから、「生活困難世帯」に該当した世帯すべてが実際の生活に困難を抱えているものではありません。

^{※1} 相対的貧困とは、その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態を指します。

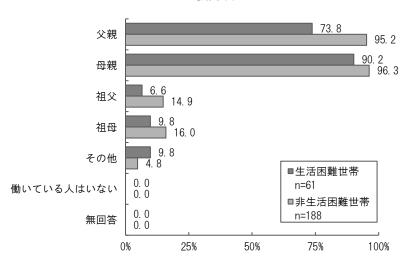
^{※2} 所得とは、収入から必要経費を差し引いて残った金額を指します。

^{※3} 等価世帯収入とは、世帯の収入を世帯員数の平方根で割った値のことです。

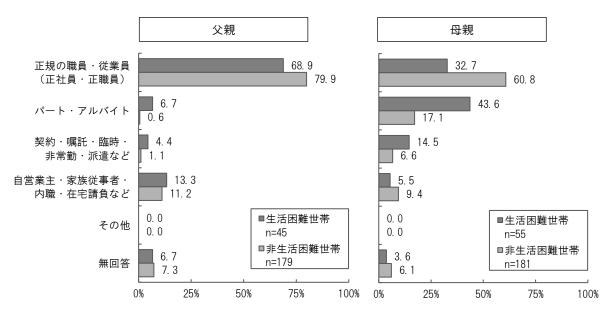
① 就労状況について

就労状況をみると、生活困難世帯は非生活困難世帯と比べて「父親」が就労している割合が低く、父親・母親ともに「正規の職員・従業員(正社員・正職員)」で従事している割合も低くなっています。





■ 就労状況

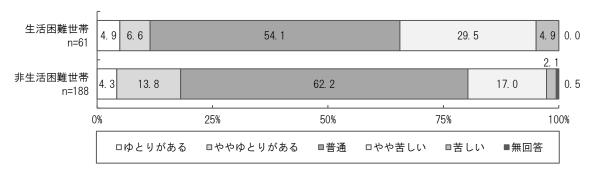


② 現在の暮らし向きについて

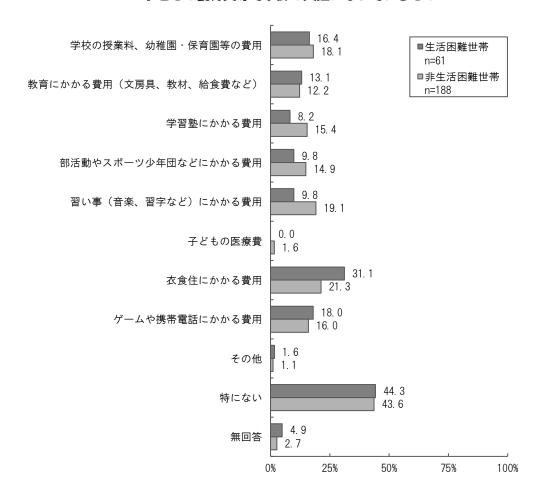
現在の家庭の暮らし向きをみると、生活困難世帯は非生活困難世帯と比べて、「苦しい」「やや苦しい」と回答した割合が高くなっています。

子どもの養育費等で家計の負担になっているものをみると、生活困難世帯は非生活 困難世帯と比べて、「衣食住にかかる費用」と回答した割合が高くなっています。

■ 現在の家庭の暮らし向き



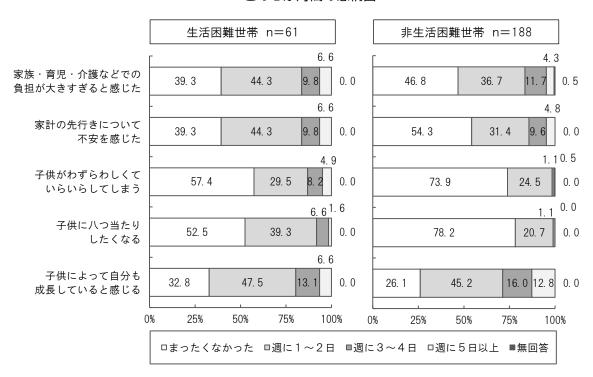
■ 子どもの養育費等で家計の負担になっているもの



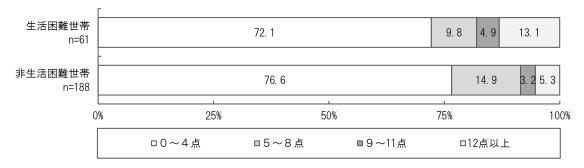
③ 保護者の感情面について

保護者のこの1か月間の感情面をみると、生活困難世帯は非生活困難世帯と比べて、 ほとんどの項目で「週に1~2回」以上と回答した割合が高くなっています。また、 こころの状態についても、生活困難世帯は非生活困難世帯と比べて、「9点以上」の 割合が高くなっています。

■ この1か月間の感情面



■ こころの状態(K6*)



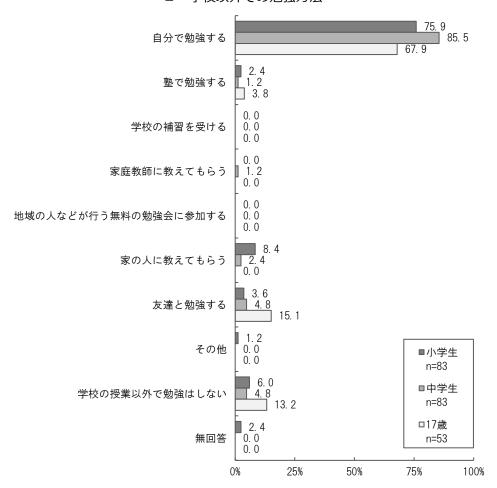
※K6とは、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されています。「神経過敏に感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「そわそわ、落ち着かなく感じましたか」「気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか」「何をするのも面倒だと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6つの質問に対して5段階で点数化しており、合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとされています。

④ 子どもの学びについて

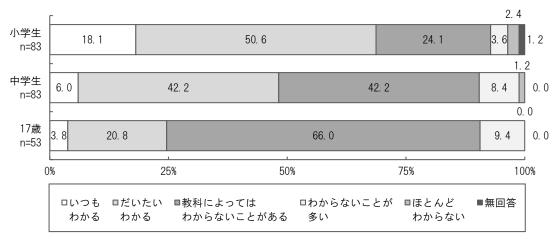
子どもが学校以外でどのように勉強しているかをみると、小学生・中学生・17歳のいずれも「自分で勉強する」と回答した割合が高くなっています。

授業の理解度をみると、小学生は「だいたいわかる」、17歳は「教科によっては わからないことがある」と回答した割合が最も高くなっています。

■ 学校以外での勉強方法



■ 授業の理解度

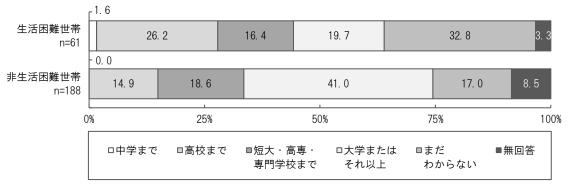


⑤ 子どもの進学について

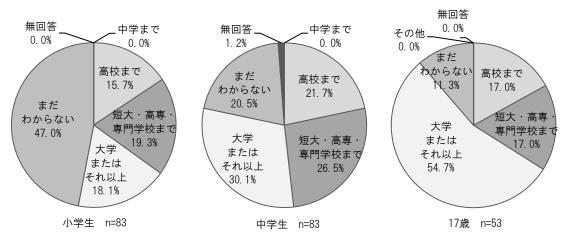
子どもの将来的な最終学歴として、現実的にどの段階まで進むと思うかの問いに、生活困難世帯は非生活困難世帯と比べて「大学またはそれ以上」と回答した割合が低く、「高校まで」「まだわからない」と回答した割合が高くなっています。一方、中学生以上の子どもは、「大学またはそれ以上」を希望する割合が最も高くなっています。

子どもの進学に関する経済的な心配面をみると、生活困難世帯・非生活困難世帯いずれも「授業料や交通費などにお金がかかる」と回答した割合が最も高くなっています。

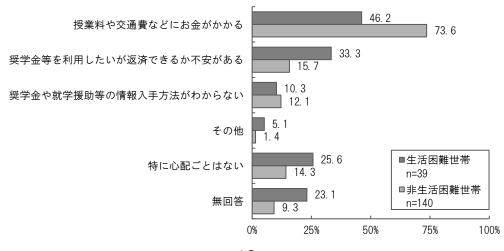
■ 現実的にみた子どもの将来的な最終学歴



■ 子どもが希望する将来的な最終学歴



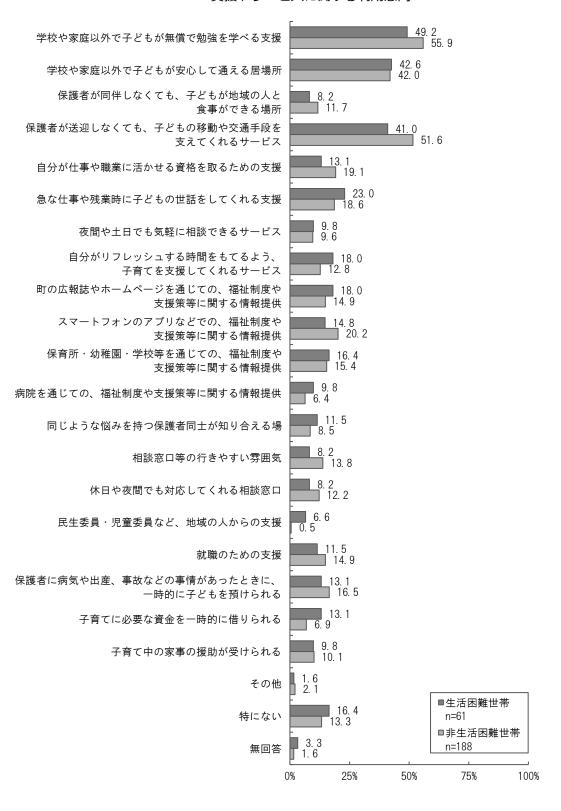
■ 子どもの進学に関する経済的な心配面



⑥ 支援やサービスの利用意向について

支援やサービスの利用意向をみると、生活困難世帯・非生活困難世帯のいずれも「学校や家庭以外で子どもが無償で勉強を学べる支援」「学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所」「保護者が送迎しなくても、子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」が上位となっています。

■ 支援やサービスに関する利用意向



(2) 支援者ヒアリング調査結果

計画策定に先立ち実施した「宝達志水町子供の未来応援計画策定のためのヒアリング調査」結果の概要は、以下のとおりです。

■ ヒアリング調査実施団体一覧

①調査票「宝達志水町子供の未来応援計画策定のためのヒアリング調査票」 ・認定こども園北大海第一保育所・認定こども園相見保育所 ・認定こども園南部保育所 ・認定こども園中央保育所 ・宝達志水町立押水第一小学校 · 宝達志水町立宝達小学校 · 宝達志水町立相見小学校 · 宝達志水町立樋川小学校 調査実施 団体・事業名 ・宝達志水町立志雄小学校 · 宝達志水町立宝達中学校 ・石川県立宝達高等学校 ・子育て世代包括支援センター ・押水児童クラブ ・しお児童クラブ ・しお子どもの家

① 生活に困難を抱える保護者・子ども等の状況

ア. 身なり、所持品

- 〇子どもの身なり、持ち物の汚れがひどく、何日も同じ服を着ていることがある。
- ○制服等が汚れている。(洗濯されていないものを着ている)
- ○該当児童の髪の毛が相当長い状態で登校しており、家庭で散髪してこないのが気 になる。
- ○成長とともに体に合った服を与えるのではなく、小さくなった服を気にすること もなく着せている。朝の登所は早く、オムツは交換してないことがたまにある。

イ. 食事面

- 〇朝食を食べていないのか、朝からぼっとしていることが多い。
- 〇朝ごはんを食べていない。用意されていないので食べられない。
- ○自分で起きて、朝ご飯の用意をして食べ、登校している。

ウ. 金銭面

- ○集金等忘れ物が多くみられる。
- ○学級集金や給食費等が期日までに出せなかったり、翌月になったりする。
- ○携帯電話の使用が止められてつながらないときがある。
- ○給食費及び学年集金の滞納状況が見受けられる。また、そうした家庭においては、 連絡がとりづらい傾向がある。
- 〇毎月の引き落としがされていないのに、習字セット等の注文袋はすぐに提出する など、見通しのあるお金の使い方が苦手である。
- ○授業料・諸会費、検定料等の納入の遅れや滞り。

工. 生活態度、生活環境

- 〇提出物や学習に使用するために準備してもらいたいものを、準備できない、また は期日までに準備できない。
- 〇子どもの無気力。何に対しても諦める気持ちが強い、先行きが不安で何も手につ かなくなる。
- ○生活環境そのものが悪化しているケースが多く、不登校に発展する心配がある。
- 〇普段から連絡がつかない、つきにくい。

オ. 子どもへの無関心

- ○子どもに関心が向けられていない・保護者の心に余裕がない。
- 〇保護者と子ども間での会話が少ない。
- 〇保護者は、経済的に支えることが難しいため、子どもに負い目を感じ、指導しに くくなる。もしくは指導する余裕がなく、子どもに無頓着になる。

力. その他

○背景に疾患を抱えているケース。

② 支援にあたっての課題

ア. 保護者との連携、コミュニケーションの取りづらさ

- ○家庭との連携が必要だが、保育所からの話がうまく保護者に伝わるか。うまく伝 わらない場合は今の関係も壊してしまうことも考えられ、深く踏み込むことができない。保護者に自覚があればいいが、その自覚がない場合難しい。
- 〇保育所として支援すべきことは行っているが、親のように心を許し相談できるようなつながりまではつくれていないように思う。今だからこそ、「地域で子どもを育てる」方法を考えていかなければならないのではないか。
- ○連絡を密にしていきたいが、なかなか連絡がつかないことが多いと感じる。

イ. 困難を抱える家庭の把握、介入の難しさ

- ○就学支援制度等について、抵抗感・こだわりを持っている人がいる。
- ○貧困家庭といわれる家庭が求めている支援内容と、こちらが(例えば学校が)できる支援とのギャップ。支援側の思いで支援しても、求めている側はそこまで求めていないなど。自尊心などを傷つけないような配慮が必要。そう考えると、互いの意思交流が必要だと感じる。
- 〇保護者の困り感に寄り添い、地域の資源など関係機関につなげたいと思っている が、困っている程度がどれだけなのかが見えにくく、踏み込んだ支援が難しい。

ウ. その他

- ○学習への困り感があるのかどうか気になる。
- 〇学校での状況把握だけでの対応となっているが、町担当課からの情報提供が少な いように感じる。
- OSOSを出せない人の発見。

③ 今後必要な支援・施策

ア. 教育の支援

- 〇ネット環境を経済的な理由で整えられない家庭に対する、1人1台端末を家庭で 活用するための支援。
- ○放課後の遊びや学力面のサポート体制。
- ○学校に必要な物品の提供。
- ○不要となる制服や体操服、学習用具を希望者に渡す制度をつくる。
- ○家庭の状況により、進学を諦める子どもが少なくなるような支援。
- ○町独自の上級学校進学時の金銭面での支援制度など。
- 〇子どもにゆったりと寄り添いサポートできるよう、加配保育士の配置。
- ○教育格差解消に向けた教職員定数の改善。
- ○学校教育を確実に受けることができるように、家庭での規則正しい生活(睡眠、食事、通院等)がとれているか定期的な確認が必要であり、学校以外から保護者への対応方法を構築する必要がある。

イ. 生活の支援

- ○定期的な個別相談。気軽に相談できる窓□。
- 〇保育所・学校で使用する物などで不要になった物を回収して、必要な人に提供できる場があればよいのでは。(制服、防災頭巾、帽子等)
- 〇月に1回子ども食堂を開催する。その際、少量のお菓子をお土産にしたり、栄養のミニ指導をしたりする。
- ○食品や食事を提供する。 (栄養のバランスのよい食事が摂取できるように、栄養 士の考えた食事を提供することを含む)
- ○両親とも不安定な就労であった場合、学校から担当課への情報提供したうえで、 支援が必要な場合の対応マニュアルがあると良い。

ウ. 就労支援

- ○ひとり親家庭への自立支援。(個別に合わせた就労訓練事業)
- ○働きたいと考えている人(保護者を含む)への資格取得のバックアップや資金援助。資金については、就労してから返金してもらう。
- ○学童保育、土曜保育、休日保育の充実。

- 〇特に発達障害・発達障害が疑われる人が就労する場が少ない。適切な支援があれば、就労できる人もいると考える。
- ○積極的に働ける情報提供や就労意欲を高める呼びかけ。

工. 経済的支援

- ○生活保護の充実、仕組みの構築。
- ○就学支援制度の周知を図る。
- ○医療費の負担軽減。
- ○貧困家庭の中学卒業生に対する高校進学もしくは就労支援金(返済免除)の可能 性を探る。
- ○経済的な問題解決のための個別に合わせた家計相談支援。

④ その他意見、要望等

- ○その家族によって状況が違うので、家族ごとに細やかな対応が必要。
- ○今後、家庭相談機能を持ち、全地域家庭の様々な課題に対応しようとする計画があるが、一機関がこれをしても意味がなく、町の家庭支援機能、児童相談所支援機能など、現在の各機関のシステムを縦横に組み合わせた面での新たな施策構築が前提で要となる。町に対しても今後の積極的な協力を求める。
- 〇援助、寄付だけではなく、その家庭が自立できるような支援が必要ではないか。 保護者の就労やスキルアップも支援できると良い。
- ○「貧困家庭」のみをターゲットにしただけの支援策ではなく、貧困でなくとも心 の通わない(貧しい)家庭もあることを念頭にした、全家庭と子どもを対象にし た支援策を構築する。
- 〇地区単位において、区長(班長等)、民生児童委員等、町担当課(福祉、医療、 保育、教育、納税担当等)が情報共有しながら貧困家庭の掌握が可能か。
- ○真面目に養育している家庭が報われず、虚偽の申請をしている家庭が好き勝手な振る舞いや裕福そうな生活をしている現状が見受けられる。本当に支援を必要としている家庭が見えにくかったり、困っている家庭には情報が入りにくいように感じる。

3 現況からみた課題

子育て家庭に対する調査結果や、子どもや子育て中の保護者を支援している関係機関・団体に対する調査結果などからみた課題は下記のとおりです。

課題 1 親が考える現実的な子どもの進学段階は、世帯の収入状況で差が生じています。 子どもの進学に関して、授業料や交通費にお金がかかることへの不安は、生活 困難世帯・非生活困難世帯に関わらず多くが抱えている状況です。さらに、生 活困難世帯では、奨学金の返済への不安も抱えています。

> また、生活困難世帯・非生活困難世帯に関わらず、学校や家庭以外で子どもが 無償で勉強を学べる支援が求められています。

> そのため、子どもの将来が家庭環境等によって左右されることなく、学ぶ意欲 と能力のあるすべての子どもが進学の機会を得られるよう、学習支援や経済的 な就学支援の充実が必要です。

課題2 経済的な困窮による家計の先行きなどの不安感や保護者が育児・家事などに追 われることなどから、生活困難世帯ほど精神的に余裕がなくなっている傾向が みられます。

また、子育て家庭を支援する方の意見として、親が不安を抱えている家庭は生活環境そのものが悪化しているケースが多く、子どもが不登校に発展する心配があると指摘しています。

そのため、保護者への適切なサポートを行うことにより、保護者と子どもの良 好な関係構築や生活の安定を図ることが必要です。

また、子どもの健やかな成育環境を整えるためにも、食事に関する支援の取り 組みも必要となります。

課題3 学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所に加え、子どもの移動や交通 手段を支えてくれるサービスが求められています。さらに、生活困難世帯では 急な仕事や残業時に子どもをみてくれる支援を求める割合が、非生活困難世帯 より高くなっています。

そのため、地域住民と協力・連携を図りながら、子どもの居場所づくりや移動手段に関する支援を検討していく必要があります。

課題4 生活困難世帯ほど就労形態が非正規雇用である割合が高く、家庭の暮らし向きが厳しい状況にあります。また、子育て家庭を支援する方の意見として、必要な方に必要な支援が行き届いていないことが問題点として挙げられています。そのため、子どもたちが安定した日常生活を送るためにも、自立に向けた保護者への就労支援とともに、経済的支援が必要とされる世帯に対する手当等の助成や、それら制度のより一層の周知を図っていく必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは、かけがえのない地域の宝です。その子どもが自分の可能性を信じて、前向 きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を目指さなければなりません。

しかしながら、現実には家庭環境による進学状況の差がみられるなど、家庭の事情等により子どもたちの将来が左右されてしまう「貧困の連鎖」がみられる場合も少なくありません。

今後は、子どもの貧困問題を社会全体でとらえ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を進めることが極めて重要となります。

以上のことから、計画の基本理念を「現在から将来にわたり、すべての子どもたちが 夢や希望を持てる社会の実現」とします。

■基本理念

現在から将来にわたり、 すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会の実現

2 基本的な方針

子どもの貧困対策は前章で整理した課題に対して、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的な支援」の4本による支援を総合的に実施することにより、子どもたちの現状の改善を目指します。

1 教育の支援

すべての子どもが、生まれ育った家庭環境によって左右されることなく、学ぶ意欲をもち、質の高い教育によって能力や可能性を最大限伸ばすことができるよう、教育環境と学習支援体制を整備します。

2 生活の支援

貧困世帯の多くが、心身の健康、家庭、人間関係など、複合的で多様な問題を抱えていることから、関係機関と連携しながら、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、様々な面から生活を支援し、子どもの健全な成長を促します。

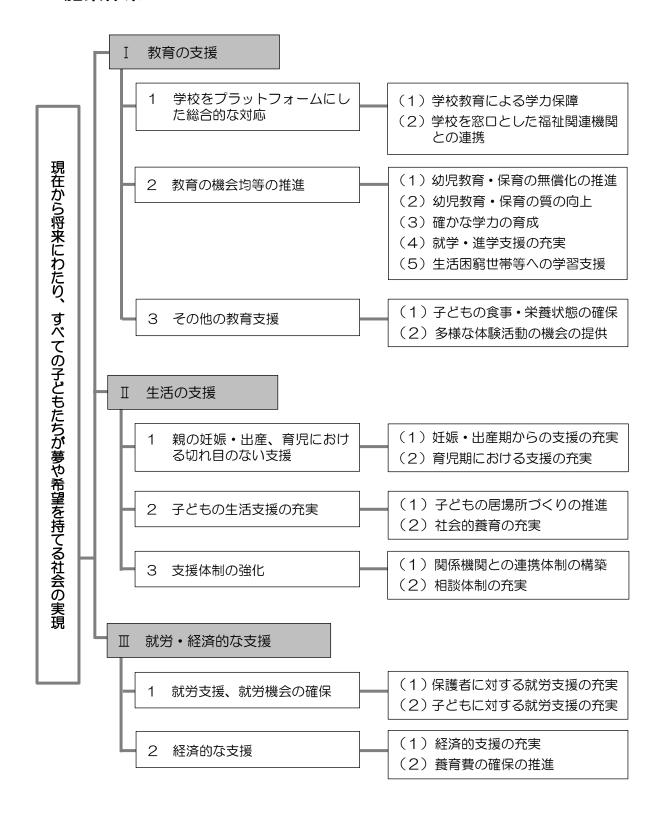
3 保護者に対する就労の支援

保護者の就労は、生活の安定を図るうえで重要であるとともに、大人が働く姿を示すことにより子どもが労働の価値や意味を学ぶことにつながるなど、教育的な意義からも大切であることから、ハローワーク等の関係機関と連携しながら保護者の就労やキャリアアップ支援の充実を図ります。

4 経済的な支援

子どもの貧困対策を進めていくにあたっては、教育や生活、就労に係る様々な取り 組みを進めるほか、世帯状況や所得に応じて生活保護や各種手当等の給付、貸付制度 などにより、経済面からの世帯の生活の基盤を支援します。

3 施策体系





第4章 施策の展開

前章に掲げる社会の実現に向け、基本的な方針に基づいて困難を抱える子どもの早期 把握や、適切な支援制度等につなぐための体制を整備します。

また、子どもと保護者への支援の充実・強化を推進するため、3つの視点についても 重要視しながら施策の展開を図ります。

1 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援

親の妊娠・出産期から家庭内の課題を早期に把握したうえで、適切な支援を行います。 また、子どもの乳幼児期から社会的自立が確立されるまでの継続的な視点に基づき支援 します。

2 支援が届かない・届きにくい子どもや家庭に対する配慮

支援が必要な家庭の中には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがらない等の状況もみられることから、各種支援制度の周知・啓発に努めるとともに、必要なときに助けを求めたり、気軽に相談できる場所や必要な支援へとつなげていくことができる体制づくりを進めます。

3 社会全体で支える子どもの貧困対策の推進

子育てや貧困の背景にある様々な課題を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援に取り組みます。

施策展開Ⅰ 教育の支援

施策1 学校をプラットフォームにした総合的な対応

(1) 学校教育による学力保障

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、子どもの学力が保障されるよう、学校教育の充実を図ります。

【主な取り組み・事業】

学校教育の充実

少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進します。

特別支援教育の充実

特別支援学級に在籍する子どもが学習への意欲を高め、安定した学校生活を送ることができるように、特別支援教育支援員を各小学校へ配置するなど、特別支援教育の充実を図ります。

(2) 学校を窓口とした福祉関連機関との連携

学校を窓口として、困難を抱える子どもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげることができるよう、家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ります。

【主な取り組み・事業】

スクールソーシャルワーカー配置事業

多様化する子どもの課題に対応するため、学校と福祉関係機関との連携を支援するスクール ソーシャルワーカーの配置に努めます。

学校、家庭、地域との連携

学校、家庭、地域との連携を生み出すことで、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、 支援につなげる体制を強化します。

施策2 教育の機会均等の推進

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進

貧困の連鎖を防ぐために、すべての子どもが安心して質の高い教育・保育が受けられるよう、幼児教育・保育の無償化の取り組みを推進します。

【主な取り組み・事業】

保育料の軽減

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化にともない、保護者負担となった副食費(4,500円)の助成を独自に行い、保護者の負担軽減を図っています。

低所得世帯における利用者負担額の軽減

住民税非課税世帯を除く0歳児から2歳児の保育料は、幼児教育・保育の無償化の対象外ですが、一定の条件下で2人目以降の保育料無料化を独自に行っています。

(2) 幼児教育・保育の質の向上

子ども・子育て支援新制度に基づき、幼児教育・保育や子育て支援のさらなる質の 向上を推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者に対する家庭教育支援 の充実を図ります。

【主な取り組み・事業】

幼児教育・保育の充実

「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等、公私の別や施設 種を超えて幼児教育を推進する体制を構築します。

教職員研修の充実

全教職員の今日的教育の様々な課題に対応するために、研修の機会を積極的に利用し、専門性を高めます。

幼稚園教諭・保育士等による家庭教育支援

子育てに悩みや不安を抱える保護者、地域における保護者に対し、情報提供・相談対応など、 専門性を生かした子育て支援を推進します。

(3)確かな学力の育成

基礎的・基本的な知識・技能の習得はもとより、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育みます。

【主な取り組み・事業】

個に応じたきめ細かな指導の充実

小中学校において、習熟度別少人数授業を実施し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな 指導に取り組みます。また、指導にあたっては、自己肯定感を高めていくための取り組みを 推進し、学習意欲の喚起に努めます。

(4) 就学・進学支援の充実

すべての子どもが安心して学校に通い、勉強することができるよう、経済的に困難 な状況にある家庭に対して就学援助等の支援を行います。

また、経済的理由により希望する進学や就学を断念することのないよう、経済的な支援の充実を図ります。

【主な取り組み・事業】

就学援助

経済的な理由によって就学が困難と認められる町立小中学校に在学する児童生徒の保護者に対して、学校で必要な費用の一部を町が援助します。

町立宝達志水病院看護師等修学資金貸与

宝達志水病院に勤務する保健師、助産師、看護師(以下、「看護師等」という。)を確保する ことを目的としています。看護師等養成施設に在学中に修学資金を貸与し、卒業後、直ちに 看護師等として業務に従事するなど、一定の要件を満たせば貸付金の返還が免除されます。

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護または就学援助等を受給している世帯に対して、子どもの学習意欲や学力を身につけるための学習支援や居場所づくり等の支援を行う事業の周知・啓発に努めます。

【主な取り組み・事業】

生活困窮世帯の子どもへの学習支援

経済的な理由で、十分な学習を受けることができない子どもに、学習機会を設け、すべての子どもが「確かな学力」を身につけられるように支援を行います。

ひとり親家庭の子どもへの学習支援

ひとり親家庭の子どもが経済的な理由で、学習支援が受けられないことがないように、学習 及び進路について気軽に相談できる場の提供をしています。

施策3 その他の教育支援

(1) 子どもの食事・栄養状態の確保

食に関わる様々な機会での体験を通じて、食育の推進を図るとともに、学校給食を通じた子どもの健全な発育を支援します。

【主な取り組み・事業】

学校給食体制の充実

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を実施するとともに、学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の 推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

食育の推進

乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家 庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図ります。

(2) 多様な体験活動の機会の提供

多様な交流機会を創出することにより、豊かな人間関係の中から社会性を身につけられるような取り組みを進めます。

【主な取り組み・事業】

郷土の伝統、文化施設を利用した学習の推進

町民が文化に親しむことができるよう、鑑賞や学習の機会、創作や発表の機会の拡充や、児童生徒が学校や地域の中で文化にふれる機会の拡充を図ります。

文化協会との連携

文化団体や文化に関心のある個人による多彩な文化活動の支援に努めるため、文化協会と連携しながら、文化・芸術の普及と推進を図ります。

施策展開Ⅱ 生活の支援

施策1 親の妊娠・出産、育児における切れ目のない支援

(1) 妊娠・出産期からの支援の充実

安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育まれるよう、妊産婦のニーズに応じて、 妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行える体制づくりを図ります。

【主な取り組み・事業】

母子健康手帳の交付・妊婦相談

母子手帳の交付時に保健師が妊婦と面接することにより、妊婦の状況を把握し、支援の有無を確認します。

妊婦一般健康診査事業

母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の一部助成や受診勧奨を行います。

子育て世代包括支援センター機能の充実

「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、子育て世代包括支援センター機能の充実を図ります。

乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐために、保護者から様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。

(2) 育児期における支援の充実

妊娠届出時や各種訪問事業等を通じて、養育の支援が必要な家庭の早期把握に努めるとともに、育児不安の軽減や育児負担の軽減等を通じて安心して子育てできるよう 支援に努めます。

【主な取り組み・事業】

ファミリーサポートセンター事業

生後2か月から小学校6年生までの子どもを持つ保護者を対象に、保育施設等の開始前及び終了後の子どもの預かりや、町内の認定こども園・小学校・放課後児童クラブその他保育施設等への子どもの送迎、子どもの軽度の病気や保育施設等の休業日その他の事由がある場合における子どもの預かりなどの援助活動を行います。

子育て中のママの会

月2回「アステラス」にて、育児に不安を募らせる母親や、家族関係に悩み孤立している母が自分の気持ちを語り、また同じ立場の人の話を聴くことで、自分自身を振り返り安心感を持って育児ができるようグループケアを行います。

施策2 子どもの生活支援の充実

(1)子どもの居場所づくりの推進

保護者の就労などで留守となる子どもが安全・安心に過ごすことのできる居場所づくりを推進します。

【主な取り組み・事業】

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

就労等の理由により昼間保護者が不在の小学生に対して、安心して過ごせる生活の場を提供し、支援員の指導のもとに健全育成を図ります。

子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、家庭における子どもの養育が困難となった場合に、子どもを一定期間預かることで、その家庭の福祉の向上を図ります。

放課後等デイサービス

障害のある子どもに対し、障害の種類や程度に応じた適切な療育支援や居場所づくりが行えるよう、保健、福祉、医療、教育等の関係機関の連携強化に努めるとともに、町外の事業所との連携を図りながら療育体制を整えます。

(2) 社会的養育の充実

石川県社会的養育推進の手引きに基づき、県と連携・協力しながら保護を必要とする子どもの状況に応じた支援体制づくりに努めます。

【主な取り組み・事業】

児童養護施設等との連携

生活基盤が不十分なため、親が自分で子どもを育てられない場合など、施設養育が必要とされる子どもに対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、関係機関との連携を図り支援します。

施策3 支援体制の強化

(1) 関係機関との連携体制の構築

複合的な課題により困難な状況にある家庭に対して包括的な支援が行えるよう、教育、保健・福祉・医療、就労などの各分野における関係機関との連携を図り、切れ目のない支援を届ける体制づくりの構築に取り組みます。

【主な取り組み・事業】

利用者支援事業

子育て家庭が保健・医療・福祉等の子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、相談支援 等を行います。

関係機関との連携

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するために、地域における子育て支援サービス等との連携を図ります。

(2)相談体制の充実

困難を抱える家庭の子どもと保護者に関する情報を収集し、必要な人に必要な支援 が届くよう相談体制の充実を図ります。

【主な取り組み・事業】

幼児相談

月2回「アステラス」健診ホールにて、子育てに関する悩み等の相談に対して、心理士・保 健師による個別の相談を行います。

児童虐待相談

町役場の児童家庭相談窓口、子育て世代包括支援センター、七尾児童相談所等にて、虐待が 心配される子どもを見つけた場合や、子育てで悩んでいる方の相談対応を行い、適切な支援 につなげます。

子ども家庭総合支援拠点

妊娠期から18歳未満の子どもがいる家庭の相談窓口です。子育てに関する情報提供や訪問による相談も行います。また、子どもの権利を守るため、子どもの相談や家庭環境(児童虐待やドメスティック・バイオレンス(DV))の相談にも応じます。

ひとり親家庭相談

毎月1回「アステラス」託児室にて、ひとり親家庭の母親または父親に対し、能登中部保健 福祉センターの専門員が経済的な困りごと等の様々な相談に対応し、必要に応じて適切な支 援機関につなげます。

施策展開皿 就労・経済的な支援

施策1 就労支援、就労機会の確保

(1) 保護者に対する就労支援の充実

仕事と両立して安心して子どもを育てられる労働環境の整備に努めるとともに、職業訓練や学び直し等に関する各種給付金制度の活用を促進するなど、職業能力向上に向けた取り組みを推進します。

【主な取り組み・事業】

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母親もしくは父親が就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講する場合や各種学校等の養成機関で修業する場合などに、受講料の一部を支給します。

高等職業訓練促進給付金等事業

就職に有利な資格取得にかかる養成機関で修業するひとり親家庭の母親もしくは父親に、資格取得を促進するための給付金を支給します。

(2) 子どもに対する就労支援の充実

就労を必要とする子どもに対して、個々の状況に応じた就労相談を行う機関を紹介するなどの支援を行います。

【主な取り組み・事業】

就業情報の提供

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施します。また、高校中退者等に対しても情報提供を行います。

施策2 経済的な支援

(1)経済的支援の充実

保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合に手当を支給するなど、経済的負担の軽減を行い、家庭生活の安定を図ります。

【主な取り組み・事業】

児童手当給付

中学生までの子どもを対象に児童手当を支給することで、家庭等における生活の安定に寄与し、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を図ります。

児童扶養手当給付

ひとり親家庭の母親または父親及び父母に代わってその子どもを養育している人に対し手 当を支給することにより、経済的支援を行います。

子ども医療費給付

0歳~18歳(到達後最初の3月31日まで)を対象に、通院や入院にかかる医療費の医療機関窓口無料化を行うことで、子育て世帯の経済的な支援を行うとともに、疾病の早期発見及び治療を促進し、子どもの健康の増進及び福祉の向上を図ります。

ひとり親家庭等医療費給付

ひとり親家庭の母親・父親・児童、または父母のいない子どもの通院や入院にかかる医療費を給付することで、経済的な支援と疾病の早期発見及び治療の促進を行うことにより、子どもの健康と福祉の増進を図ります。

宝たち成長お祝い事業(出産祝金・成長祝金)

子育て支援のため、子どもの出産や成長に合わせて祝金を支給します。

(2) 養育費の確保の推進

両親の離婚後に養育費の支払いが適切に行われるよう、養育費の取り決めに関する 指導や相談支援を行います。

【主な取り組み・事業】

養育費相談

母子寡婦福祉連合会や母子・父子福祉センター等と連携し、養育費に関する相談支援を行います。



第5章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制

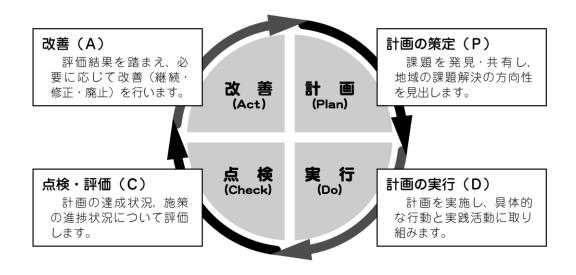
子どもの貧困対策を効果的に実施するためには、行政、町民、関係団体等がお互いにそれぞれの役割を理解したうえで、一体的に取り組むことが重要です。

計画の推進にあたっては、関係者が連携するために必要なネットワークを構築し、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

2 計画の進行管理と計画の見直し

計画策定後においては、子どもの貧困対策に関する適切な進行管理を行うため、「子ども・子育て会議」において計画の進捗状況の点検を行います。

また、継続的なPDCAサイクルを確立し、社会経済情勢などの環境の変化を踏まえて検証を行うとともに、必要に応じて見直し・改善を図るなど、子どもの貧困対策を総合的に推進します。



宝達志水町 子どもの未来応援計画

発行日 令和4年3月

発行者 宝達志水町 健康福祉課

住 所 〒929-1311 石川県羽咋郡宝達志水町門前サ11番地

TEL 0767-28-5526 FAX 0767-28-5569